

学校運営基本方針

豊中市立豊島小学校
校長 黒木 優一

学校教育目標

学ぶ楽しさ 遊ぶ楽しさ つながる楽しさ

《めざす子ども像》

～ 自分大好き・友だち大好き・学校大好き ～

- ◆ 認め合い、励まし合ってなかよくする子
- ◆ 主体的に学習に取り組み、よく考える子
- ◆ 運動に親しみ、健康で安全な生活を営む子

学校教育目標の具現化に向けて

*集団づくりの推進

- ・一人ひとりに居場所があり、自分が大切にされていると感じられる学級づくりを進める。
- ・子どもたち同士がふれ合いながら、理解し合い、認め合うことのできる集団づくりを進める。
- ・異年齢や異文化との交流を積極的に取り入れ、多様な他者へ理解ある集団づくりを進める。
- ・教職員と児童、及び、児童相互が良好な人間関係を構築し、心の通った明るい学校づくりを進める。

*教科指導の充実

- ・学習指導要領に則った指導を行う。
- ・主体的・対話的で深い学び（個別最適な学習・協働的な学習）を実践し、子ども主体の学びを実現する。
- ・1人1台タブレット端末や思考ツールなどを効果的に活用しながら、情報活用能力を育成する。
- ・学校図書館教育の充実を図り、読書活動を推進するとともに調べ学習等、教育活動の中に積極的に活用する。

*ともに学びともに育つ教育の推進

- ・一人ひとりのニーズを把握し、児童の自立と成長を促すような個別の指導計画をたて、その計画をもとに一人ひとりのニーズに応じた効果的な指導を行う。
- ・インクルーシブな視点に立ち、教室環境や授業のユニバーサルデザイン化を進め、すべての子どもにわかりやすく居心地の良いクラスづくりに努める。
- ・個々の課題に応じて別室での指導や異学年でのグループ交流学習を行うなどして指導の効果を高める。
- ・コーディネーターを中心に、保護者との連携を密にし、関係機関と連携しながら取り組みを進める。
- ・障害理解について、発達段階に応じた学習を進め、望ましい関わり方や配慮の仕方について指導を行う。

*人権教育の推進

- ・教師と児童、児童と児童が互いの人権を尊重する学校づくりや差別意識を持たない児童の育成に努める。
- ・相手の立場に立って考えられる共感力を育てる取り組みを進めながら自分も人も大切にできる児童の育成に努める。
- ・仲間づくりを土台に、個別の人権課題については系統立てた取り組みを進める。

*生活指導の推進

- ・一人ひとりの個性や可能性を見極めエンパワーするとともに、すべての子どもの居場所づくりに努める。
- ・『発達支持的な生徒指導』を実現するために特別活動（学級での話し合い活動や係活動、学校行事）を充実させ、児童の自己肯定感や自己有用感を高める。
- ・体罰はもちろんのこと不適切な指導（威圧的な指導や懲罰的な指導など）を一切行わない。
- ・いじめについては、複数指導体制により早期発見、早期指導に努めるとともに学校が定める『いじめ防止基本方針』に則り、被害者に寄り添った適切な対応を行う。
- ・いじめ、暴行、虐待については、警察や教育委員会、児童相談所などの関係機関と連携を図る。
- ・校内外を問わず、児童の実態や生活背景を適確に捉え、ケース会議や教育相談活動の充実に努める。

*健康教育の推進

- ・児童の健康の保持増進と体力の向上を意図した、より健康的な身体づくりを目指す取り組みを推進する。
- ・食事の意義や食物の知識を身につけ、自らの心身の成長や健康管理について考える児童の育成を目指す。
- ・全国体力運動能力生活習慣等調査の結果をふまえ、生活習慣の見直しや体育の授業等の改善を行う。

*安心安全な学校づくりの推進

- ・各種避難訓練をはじめとする安全教育を計画的に行い、事故防止のための指導の徹底を図り、自らの命を自分で守れる児童の育成に努める。
- ・PTAはもとより、地域諸団体、関連機関との連携を深め、通学路や地域での児童の安全を確保する取り組みを充実させる。
- ・学校が収集し保管する全ての個人情報については、マニュアルに従って適正に管理し、不要になり次第責任を持って破棄する。
- ・アレルギー対応については、マニュアルを作成し、家庭との連携を密にしながら事故防止に努める。
- ・校内の美化を推進するとともに、校内の安全点検を徹底し、居心地の良い生活環境の整備に努める。
- ・体罰やセクハラなどの不祥事のない、明るく健全な学校づくりに努める。

*保護者や地域等との連携強化

- ・保護者からの相談に対しては真摯で丁寧に対応し、学校と保護者双方の協力体制のもと対応にあたる。
- ・学校の情報を保護者や地域に広く丁寧に発信し、学校教育に対する保護者や地域の理解を深める。
- ・学校教育自己診断および学校評議員会などから得た、保護者や地域のニーズを真摯に受け止め、学校改善のプランに生かすよう努める。
- ・幼稚園、保育所、こども園、中学校、PTA、青少年健全育成会、公民分館等、地域諸団体との連携を密にし、協力しあって教育活動の充実に努める。
- ・地域や関連諸団体と密に連絡を取り、登下校の見守りや校外の生活指導に努めながら、不登校や虐待などについても、互いに適切な対応ができるように連携する。